

川西市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施する川西市産後ケア事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川西市とする。

2 市長は、前条の目的を達成するために、本事業の趣旨を理解し、適切な実施及び事業運営が確保できると認められる事業者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「委託事業者」という。）に本事業を委託することができる。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める県内に所在する病院、診療所又は助産所（助産師出張業務届出者を含む。）であること。
- (2) 本事業に関する知識及び技術を有していること。
- (3) 助産師、保健師又は看護師（以下「助産師等」という。）を常に1名以上配置していること。
- (4) 本事業の利用者が出産から4か月頃までの期間である場合においては、助産師を中心とした配置体制としていること。
- (5) 第4条第2項の宿泊型を実施する委託事業者にあつては、1名以上の助産師等を24時間体制で配置していること。
- (6) 第4条各項のサービス及び産後ケアを提供できること。
- (7) 本事業を安全に提供できること。
- (8) 本市と適切な連携及び調整を行うことができること。

(対象者)

第3条 本事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 川西市内に住所を有する産後1年以内（出産日から当該出産により出生した児の1歳の誕生日の前日までをいう。）の母親及び乳児
- (2) 川西市内に住所を有する流産・死産をした日から1年以内の者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業を利用できないものとする。

- (1) 母親又は児が感染性疾患（麻疹、風疹、インフルエンザ等）に罹患している場合
- (2) 母親に入院加療の必要があると医師が認める場合
- (3) 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要があると医師が認める場合。
ただし、当該医師が本事業の利用を許可する場合は、この限りでない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本事業の利用が適当でないと市長が認める場合

(事業内容)

第4条 本事業は、国の産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月制定）を遵守するものとし、対象者に対し、次の各号に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を当該各号に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 宿泊型 対象者を次の設備を有する施設に宿泊させ、産後ケアを実施するとともに

に、母親の食事の提供、入浴機会の提供等を実施する。

ア 居室

イ カウンセリング室

ウ 乳児保育室

エ アからウに掲げるもののほか、本事業の実施に必要な設備

(2) 通所型 対象者を日帰りで施設利用させ、産後ケアを実施するとともに、必要に応じて母親に食事を提供する。

(3) 訪問型 対象者の家庭を訪問し、産後ケアを実施する。

2 委託事業者は、産後ケアとして次に掲げる支援を実施する。

(1) 母親への保健指導（健康状態の観察、身体的ケアをいう。）、栄養指導、栄養相談等

(2) 母親の心理的ケア（エジンバラ産後うつ病質問票を活用した相談支援等）

(3) 適切な授乳ができるためのケア（乳房ケア、授乳支援等）

(4) 育児の手技についての具体的な指導及び相談（発育発達等のチェック、離乳食相談、育児相談及び乳児の抱き方、おむつ交換、沐浴、寝かしつけ等の指導並びに相談）

（利用日数等）

第5条 対象者は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める日数又は時間のサービスを利用することができる。

(1) 宿泊型 通算7日以内（原則として0時から24時までの利用を1日とする。）

(2) 通所型 通算50時間以内

(3) 訪問型 通算14時間以内

2 対象者のサービスの実施日及び実施時間は、委託事業者が定めるものとする。

（利用申請）

第6条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）であつて、第3条第1項第1号に掲げる者にあつては産後ケア事業第1号利用申請書兼情報提供同意書（様式1号ー1）を、同項第2号に掲げる者にあつては産後ケア事業第2号利用申請書兼情報提供同意書（様式1号ー2）を、同項第3号に掲げる者にあつては産後ケア事業第1号利用申請書兼情報提供同意書又は産後ケア事業第2号利用申請書兼情報提供同意書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 申請者が申請を行う年度（4月又は5月に利用する場合は前年度）の住民税が非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）に属する場合 非課税世帯である旨を証する書類

(2) 申請者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯（以下「被保護世帯」という。）に属する場合 被保護者世帯に属する旨を証する書類

3 市長は、申請者が非課税世帯に属することを公簿等により確認することができるときは、前項第1号の書類の提出を省略させることができる。

（利用承認及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査の上、承認したときは、第3条第1項第1号に掲げる者にあつては産後ケア事業第1号利用券（様式2

号－１）を、同項第２号に掲げる者にあつては産後ケア事業第２号利用券（様式２号－２）を、同項第３号に掲げる者にあつては産後ケア事業第１号利用券又は産後ケア事業第２号利用券を、速やかに交付するものとする。

- ２ 市長は、前条の申請について、利用不承認の決定をした者にあつては産後ケア事業利用不承認通知書（様式３号）により、速やかに通知するものとする。

（サービスの申込み）

第８条 前条第１項の利用券の交付を受けた者は、委託事業所にサービスの利用申込みをすることができる。

- ２ 委託事業者は、前項の申込みがあつた場合において、必要に応じて市長に対し、サービスの提供に必要な情報の提供を依頼することができる。
- ３ 市長は、前項の依頼があつたときは、産後ケア事業利用依頼書（様式４号）に当該利用者の産後ケア事業第１号利用申請書兼情報提供同意書又は産後ケア事業第２号利用申請書兼情報提供同意書の写しを添えて、速やかに委託事業者に提供するものとする。
- ４ 前３項の規定にかかわらず、前条第１項の利用券の交付を受けた者のうち、市長が支援の必要があると認める者（以下「要支援者」という。）については、市長が当該要支援者に代わりサービスの利用申し込みをすることができる。この場合において、市長は、産後ケア事業利用依頼書に産後ケア事業第１号利用申請書兼情報提供同意書の写し及び産後ケア事業第１号利用券の写しを添えて、速やかに当該委託事業者に提供するものとする。
- ５ 委託事業者は、前項の要支援者にサービスを提供するときは、アセスメント、ケアプランの作成、ケアの実施、ケアの評価並びに市及び関係機関との連携を行わなければならない。

（利用承認内容の変更）

第９条 対象者は、サービスの利用日時等に変更が生じた場合は、速やかに、委託事業者に連絡しなければならない。

- ２ 市長がサービスの利用申込みを行った場合において、当該サービスに係る変更連絡を受けた委託事業者は、速やかにその旨を市長に連絡するとともに産後ケア利用変更連絡票（様式５号）を市長に提出するものとする。
- ３ 対象者は、氏名、住所等の変更があつたときは、産後ケア事業変更届出書（様式１０号）を速やかに市長に提出するものとする。
- ４ 前項の規定に基づく届出があつた場合は、サービスの継続に係る可否を決定するとともに、その旨を産後ケア事業変更承認通知書（様式１１号）により、速やかに利用者に通知するものとする。
- ５ 課税状況の変更に伴う自己負担額の変更は、当該変更に係る承認をした日以降の産後ケア利用に対して適応するものとする。

（自己負担額）

第１０条 利用者は、別表１－１、別表１－２及び別表１－３に掲げる自己負担額を負担しなければならない。

- ２ 自己負担額は、サービスを利用した日に事業者に対し、利用者が直接支払うものとする。
- ３ 委託事業者は、サービスの提供に際し発生する食費、個室料金、光熱水費、寝具、消毒及び人件費に係る費用（訪問型の場合にあつては交通費を含む。）以外の費用に

については、対象者に対して別途実費徴収することができる。

(委託料)

第11条 本事業に係る委託料の額は、別表1-1、別表1-2及び別表1-3に掲げる委託額に次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる単位を乗じた額とする。

- (1) 宿泊型 サービスを提供した日数
- (2) 通所型 サービスを提供した時間（30分以上の端数がある場合はこれを切り上げる。）
- (3) 訪問型 サービスを提供した時間（30分以上の端数がある場合はこれを切り上げる。）

(実施報告及び委託料の請求)

第12条 委託事業者は、実施状況について、産後ケア事業利用報告書（様式6号）を作成し、産後ケア事業請求書（様式7号）を添えて事業を実施した当月分を翌月10日までに市長に提出するものとする。

(委託料の支払)

第13条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(研修の実施)

第14条 委託事業者は、産後ケア事業に従事する職員に対し、必要な研修を実施または受講させ、資質向上に努めるものとする。

(帳票類の整備等)

第15条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、委託事業者に対し、帳票類等の提出、サービス内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

第16条 委託事業者は、前条の帳票類を5年間保存しなければならない。

2 前項の保存について、委託事業者は、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

3 委託事業者は、保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施するものとする。

(事業内容の改善)

第17条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第18条 委託事業者は、本事業を実施するにあたっては、利用記録その他個人情報の漏洩を防止し、サービスを提供する担当者には守秘義務を課し、関係法令を遵守し、及び個人情報の保護に関する法律に基づき必要な個人情報保護対策を講じなければならない。

(安全管理体制)

第19条 委託事業者は、本市が作成した、安全管理マニュアルを踏まえ、日頃から緊急時における対応について準備・対策を実施するものとする。

2 委託事業者は、賠償責任保険に加入するものとする。

(事故及び損害の責任)

第20条 委託事業者は、業務により生じた事故及び損害については、川西市に故意又は重過失のない限り、その負担と責任において処理にあたるものとする。

2 川西市に所在する委託事業者は、前項に規定する事故が発生したときは、直ちに市保健センターに連絡するとともに、母親等のみが事故にあった場合には、産後ケア事業事案等発生時報告様式(様式8号)を、事故に児が含まれている場合には、教育・保育施設等事故報告書(様式9号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定において報告があった事故のうち、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷、疾病を伴う重篤な事故等の重大事案が発生したときは、直ちに兵庫県を通じて国へ報告しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表1-1 宿泊型の費用(1日あたり)

契約単価			自己負担額	委託額
1日あたり	課税世帯	基本額	3,100円	27,900円
①基本額		多胎加算(※1)	700円	6,300円
31,000円		要支援加算(※2)	—	7,000円
②多胎加算	非課税世帯	基本額	0円	31,000円
7,000円		多胎加算(※1)	0円	7,000円
③要支援加算		要支援加算(※2)	—	7,000円
7,000円				

(※1)多胎児利用の2人目以降の児1人当たり

(※2)要支援者1人当たり

別表1-2 通所型の費用(1時間あたり:30分未満切り捨て、30分以上切り上げ)

契約単価			自己負担額	委託額
1時間あたり	課税世帯	基本額	340円	3,060円
①基本額		多胎加算(※1)	100円	900円
3,400円		要支援加算(※2)	—	500円
②多胎加算	非課税世帯	基本額	0円	3,400円
1,000円		多胎加算(※1)	0円	1,000円
③要支援加算		要支援加算(※2)	—	500円
500円				

(※1)多胎児利用の2人目以降の児1人当たり

(※2)要支援者1人当たり

別表1-3 訪問型の費用(1時間あたり:30分未満切り捨て、30分以上切り上げ)〈交通費含む〉

契約単価			自己負担額	委託額
1 時間あたり	課税世帯	基本額	500 円	4,500 円
①基本額		多胎加算(※1)	100 円	900 円
5,000 円		要支援加算(※2)	—	1,000 円
②多胎加算	非課税世帯	基本額	0 円	5,000 円
1,000 円		多胎加算(※1)	0 円	1,000 円
③要支援加算		要支援加算(※2)	—	1,000 円
1,000 円				

(※1) 多胎児利用の 2 人目以降の児 1 人当たり

(※2) 要支援者 1 人当たり